

法改正

農地法が改正されました

平成21年12月15日に改正農地法が施行されましたので、主な内容をお知らせします。

◆農地の売買・賃貸による権利移動の規制の見直し

【改正前】

所有権・賃借権

- ①すべての農地を効率的に利用して、耕作の事業を行うこと。
- ②法人の場合は、農業生産法人であること。
- ③個人の場合は、農作業に常時従事すること。



【改正後】

所有権・賃借権

(①②③は従来と同様)

《新たに要件を追加》

④地域との調和要件（地域の農地利用の確保に影響を与えないこと。）

[不許可と判断される具体例]

- 既存の面的な農地利用が分断される。
- 無農薬栽培など地域全体で行われている栽培方法に影響を与える。
- 極端に高額な賃借で契約され、地域の賃借の引き上げをもたらすおそれがある。

農業委員会

- 現地調査の実施
- 許可要件の確認

※農業生産法人以外の法人等（一般の企業または個人）が権利を取得する場合
《賃借権・使用貸借に限る》

(上記の要件①④のほか)

- 農地を適正に利用しない場合に、賃借を解除する旨の条件を契約に付されていること。
- 地域の農業者との適切な役割分担のもと、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- 法人の場合、業務執行役員のうち1人以上の者が常時農業に従事すること。



※一般企業や個人が権利取得後に要件を満たさなくなった場合

勧告後も要件が満たされない場合は、許可の取り消しとなります。

◆小作地の所有制限の廃止

【改正前】

- ①所有者の住所の区域外に小作地は持てません。
- ②所有者の住所の区域内にある小作地の所有制限（幕別地区～6haまで・忠類地区～8.1haまで）



【改正後】

- ①所有者の住所の区域外であっても小作地を持てます。
- ②所有制限は廃止され、面積の制限なく小作地を持てます。

◆標準小作料の廃止に伴う農地の賃借料情報の提供

標準小作料制度が廃止となり、今後は実際に契約締結された賃借料の情報を提供し、地域における賃借料の目安とします。

賃借料情報(平成20年1月～12月締結分)

1 普通畑 (10a 当たり)			
地区名	平均額	最高額	最低額
幕別地区(低台)	9,600円	13,000円	5,000円
幕別地区(高台)	7,800円	11,900円	5,000円
忠類地区	4,700円	6,000円	3,700円
2 牧草畑 (10a 当たり)			
地区名	平均額	最高額	最低額
幕別地区(低台)	(該当データなし)		
幕別地区(高台)	5,600円	7,000円	4,000円
忠類地区	3,100円	4,400円	2,000円

※幕別地区(低台)は新川の一部、明野北、明野南の一部、軍岡の一部、相川、相川東・北・南・西、猿別の一部、千住1・2・東、稲土別の一部、依田、西和、途別、幕別・札内市街地

※幕別地区(高台)は右記を除く地区

※牧草畑の欄の幕別地区(低台)はデータがありませんので、幕別地区(高台)と忠類地区の額を参考にしてください。

◆農地の届け出

相続などにより農地を取得した場合は届け出が必要です

届け出が必要な方
<ul style="list-style-type: none"> ■ 相続により農地を取得した方 ■ 時効取得により農地を取得した方 ■ 法人が合併、分割により農地を取得した場合



農業委員会
<ul style="list-style-type: none"> ■ 届け出により農地の所在の把握と、適正かつ効率的な利用を図ります。

◆農地法の許可申請書類の様式が変更になりました

農地法第3条(農地の賃貸・売買)、農地法第4条・第5条(農地の転用)などの申請書類の様式が変更になりました。手続きの際にはご留意願います。詳細は、農業委員会事務局に問い合わせください。

◆問い合わせ先

農業委員会事務局(☎【幕】54-6602)
 農業委員会事務局忠類支局(☎【忠】8-2111)

光通信

光ブロードバンド サービスエリアが拡大します

幕別町商工会では、これまで町内での光ブロードバンドサービスのエリア拡大をNTT東日本に要望し、未整備地区である旭町・幸町・新町・緑町・宝町・南町にお住まいの皆さんから仮申込を募り、早期実現に向けて取り組んでまいりました。

このたび、一定の仮申込が集まったため、サービス提供エリアの拡大が決まりました。町民の皆さんのご協力に感謝申し上げます。

光ブロードバンドは、快適な高速インターネットなど多彩なサービス

サービスを受けることができるので、今回、仮申込をされなかった皆さんも改めてご検討ください。

◆サービス受付開始
平成21年11月18日(水)

◆サービス提供開始
平成22年2月1日(月)

◆商品説明、サービス提供エリアについての問い合わせ先
NTT東日本・北海道 帯広支店(☎0800-0800056)

5 通話料無料)

※問い合わせ時間は午後9時から午後5時まで(土日祝を除く)

平成21年度 帯広圏都市計画 変更案の縦覧

平成22年2月の北海道都市計画審議会および幕別町都市計画審議会を経て、平成22年3月に告示予定の帯広圏都市計画に係る変更案の縦覧を次のとおり行います。

◆都市計画の種類

- 「帯広圏都市計画区域区分」
- 「帯広圏都市計画用途地域」
- 「帯広圏都市計画下水道」
- 「帯広圏都市計画地区計画」

◆縦覧期間

1月9日(土)～22日(金)(土・日・祝日を除く)

◆縦覧場所

役場4階都市計課